

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:23-0071)
2023年05月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和5年5月25日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0525第2号」により、測定項目の検査実施料が変更されましたので、下記の通りご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

記

■ 保険収載内容 一部変更

下線部分が変更・削除されました。

測定項目	FLT3遺伝子検査
保険点数	4200点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬点数表区分	「D006-14」 FLT3遺伝子検査
留意事項	～(略)～ (1) FLT3遺伝子検査は、 再発又は難治性の 急性骨髄性白血病(急性前骨髄性白血病を除く。)の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複(ITD)変異及びチロシンキナーゼ(TKD)変異の評価を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 ～(略)～

■ 適用日

2023(R5)年 5月 25日(木) から適用



株式会社 四国中検

香川検査所:087-877-0111 高知検査所:088-802-7250 松山検査所:089-955-7600 徳島検査所:088-665-3125
<https://www.s-cyuken.co.jp>